

カートリ利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

この出品規約（以下「本規約」という。）は、カーベース株式会社（以下「当社」という。）が提供する一括買取査定サービス「カートリ」（以下「本サービス」という。）に関して、本サービスを利用する利用者が遵守すべき事項及び当社との権利義務関係を定めるものである。

第2条（改定）

1. 当社は、諸般の事情により本規約を改定する必要があると認めた場合は、随時かつ任意にこれを改定することができるものとし、この場合、予め適用実施日を定めた上、改定内容を利用者に告知するものとする。
2. 改定後の本規約は、その適用実施日以降の本サービスについて適用されるものとし、それより前の本サービスについては従前の例によるものとする。
3. 利用者が、改定後の本規約について、その適用実施日以降に本サービスを利用した場合には、これをもって改定内容に同意したものとする。

第3条（定義）

1. 「アプリ」とは、当社が提供する本サービスに関するアプリ又はWEBサイトとする。
2. 「出品者」とは、本サービスによって車両の出品の申込みを行った、又は車両を出品した利用者とする。
3. 「落札者」とは、本サービスによって出品された車両に入札し、又は落札若しくは商談を行う事業者とする。
4. 「取引車両」とは、本サービスに出品された車両とする。
5. 「落札車両」とは、本サービスにおいて落札された又は商談によって売買契約が成立した車両とする。

第4条（個人情報の取り扱い）

当社は、利用者から当社に対して開示された利用者の個人情報について、当社が別途定める個人情報保護方針に従って取扱うものとする。

第5条（免責及び補償）

1. 当社は、本サービスを現状のまま提供するものであり、当社は、明示又は黙示を問わず、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、利用者の期待する正確性、有用性、

真実性、商品性、目的適合性等を有すること、及び法令等に適合すること等について、何ら保証するものではない。

2. 当社は、利用者のいかなる情報も保存する義務を負わない。
3. 当社は、本サービスと連携する外部サービスの提供者である第三者が提供するサービス、情報、個人情報の管理等について一切の責任を負わない。
4. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由により利用者が被った損害について、賠償責任を負わないものとする。
 - (1) ホストコンピューター、これに付随する全てのハードウェア、ソフトウェア及びアプリの故障等の原因により発生する損害。
 - (2) 通信機器又は通信回線等の機器のトラブル等による送信データの変化、又は消滅による損害。
 - (3) システム又は端末に起因する事故による損害。
 - (4) 利用者の操作ミス等と想定される原因により発生する損害。
 - (5) 天変地異、落雷、火災、異常電流その他の不可抗力に起因する損害。
 - (6) 落札車両の所在地内若しくは輸送中において、落札車両に不測の故障、破損等が発生した場合の損害。
5. いかなる場合であっても本サービス又は本規約に関連して利用者に損害が生じた場合であって、当社が利用者に対し契約上又は不法行為上その他理由の如何を問わず責任を負う場合における当社の責任の総額は、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、かかる損害を引き起こした事由に関連して当社が利用者に支払った金銭の合計金額を超えないものとし、また、特別損害、付随的損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとする。
6. 利用者は、利用者の本規約に反する行為に関連して当社又はその関係者が損失、支出、損害、債務等（合理的な弁護士費用及び裁判費用を含む。）を負担した場合、その一切について、補償するものとする。

第6条（紛争の処理）

本サービスの運営に伴い生じた利用者間又は利用者と落札者との間の紛争については、当社が公平かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことができる。この場合、利用者は、当社の裁定結果に従うものとする。もっとも、当社は、いかなる意味においても、当該紛争にかかる利害調整及び裁定を行う義務その他当該紛争を解決する義務を負うものではない。

第7条（禁止行為）

利用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 利用者以外の者を、本サービスに参加させること。

- (2) 本サービスにおける情報を、本規約で明示的に認められる場合又は別途当社が認める場合を除き、出品の目的以外に利用、利用者以外の者へ開示、複製、販売又は出版する行為
- (3) 出品車両（流札車両を含む）について、本サービス又は当社の仲介によらず、一切の商談、交渉、直接取引その他売却に関する一切の行為をすること。
- (4) 当社を通さず、他の利用者又は落札者と直接に商談して取引すること及び取引を持ちかけること。
- (5) 当社を通さず、落札車両の不具合等について、落札者と直接交渉すること（ただし当社が承諾した場合はこの限りではない。）。
- (6) 当社の指定する検査員（以下、単に「検査員」という。）に対して検査基準、検査内容及び検査結果について質問、反論、議論及び異議を述べること。
- (7) 検査員の業務を妨害し又は精神的圧力をかけ、その他検査員の検査結果に影響を及ぼし得るあらゆる言動を行うこと。
- (8) 本規約で定める条項に違反すること。
- (9) 法令等に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (10) 当社又は第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (11) 当社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (12) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
- (13) 当社又は第三者に対して不利益、損害、不快感等を与える行為
- (14) 公序良俗に反する行為
- (15) 反社会的活動に関する行為、又は反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びその密接交際者その他の反社会勢力をいい、以下同様とする。）に対する利益供与
- (16) 第三者に成りすます行為、自分と他人又は団体との関係を不正表示する行為、自分の身元を隠し又は隠そうと試みる行為
- (17) 個人を特定できる情報（ログインIDを含む。）を、本サービスを通じて収集する又は獲得する行為
- (18) 本サービスの平穏な運営若しくは進行を妨害し、又は当社の信用を毀損する行為若しくはそのおそれのある行為
- (19) 本サービスの一部を複製、頒布又は開示する行為
- (20) 当社のネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (21) 当社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし又は不正なアクセスを試みる行為

- (22) 本サービス又はアプリに関連するプログラムを変更、削除、逆コンパイル、逆アセンブル若しくはリバースエンジニアリングする行為
- (23) 本サービスのシステムの一貫性や安全性を妨害し若しくは損なう行為、又は本サービスを実行しているサーバへの発信又は当該サーバからの発信を解読することを試みる行為
- (24) 無効なデータ、ウイルス、ワーム、又はその他のソフトウェアエージェントを、本サービスを通じてアップロードする行為
- (25) 本規約において明示的に認められる場合又は別途当社が認める場合を除き、本サービスを商業目的、又は第三者に利益を与える目的で利用する行為
- (26) 当社の競合他社にとって有用な行為又は有用と考えられる行為
- (27) その他当社が不適切と判断する行為

第2章 出品・落札

第8条（出品の申込）

1. 車両の出品を希望する利用者は、アプリ若しくは当社が別途定める方法にて、出品の申込み及び出品車両等の必要事項の記入を行うこととする。
2. 未成年者が車両の出品を希望する場合には、法定代理人の同意を得た上で前項の申込みを行うものとする。未成年者が出品の申込みを行った時点で、本規約への同意及び当社と利用者との本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」という。）の締結について、法定代理人の同意があったものとみなす。本規約の同意時に未成年であった利用者が成年に達した後に本サービスを利用した場合、当該利用者は、本サービスに関する一切の法律行為を追認したとみなされる。
3. 第三者の代理で売却する場合等、所有権が自己にない車両を売却しようとする場合には、出品者は申込情報に加えて、当該車両の所有者の氏名、所有者との関係が証明できるもの、売却を承諾する委任状など、当社所定の情報又は書類を提供しなければならないものとする。当社は、出品者により提供された情報を審査の上、出品者が所有権を有しない車両の出品を認めない場合がある。
4. 申込情報に変更が生じた場合には、出品者は当社に連絡しなければならない。申込情報等に不備や誤りがあり、出品者が被る不利益に当社は一切の責任を負わない。

第9条（車両の検査）

1. 出品者は、アプリ上に取引車両として出品するに先立ち、当社の提供する検査を受けなければならない。
2. 出品者は、検査を受けるために、出品する車両の車検証、所有を証明する書類、所有していない場合は取引車両の所有者から本サービスに出品することについて承諾を得て

いることを証する書面等、当社が指定する書類を当社に対して提示しなければならない。

第10条（車両の出品）

1. 会員は、無償で本サービスにおいて車両を出品することができる。
2. 出品期間は、当社の定める期間に従うものとする。
3. 当社が本サービスの運営に伴い作成し、開示し、又は提供する車両情報その他の本サービスにおけるデータについては、基礎になった情報が出品者から提供されたものであっても、その知的財産権（あらゆる国、州、地域又は法域の下での、すべての特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（それらの権利を申請し、及びそれらの権利につき登録、更新又は延長等の手続を行う権利を含む。）をいう。）、使用権その他一切の権利は、当社に専属的に帰属するものとし、出品者はこれに同意する。
4. 出品者は、自ら又は第三者を介して、当社から書面による事前承諾を得ないで、本サービスにおけるデータの転用、加工等の方法を問わず、みだりに流用をしてはならないものとする。

第11条（出品者の義務）

1. 出品者は、出品車両の車種、車名、車歴、仕様、品質、瑕疵の程度、ローンの状況等、別途当社が定める事項を正確かつ明確に記載し、当社に対して申告するとともに、かかる出品車両に関する情報が正確であることを表明し、保証する。
2. 出品者は、虚偽の記入、申告漏れ、誤記入その他申込みによって生ずる全ての問題について責任を負わなければならない。なお、当社が出品者に代わり、検査結果に基づく出品車両に関する情報を入力した場合であっても、当社は何ら責任を負うものではない。
3. 出品者は、当社の派遣する検査員に対して第三者の私有地において許可を得ることなく車両の検査や撮影を行わせるなど、出品に際して第三者に対して迷惑行為をしてはならない。第三者より迷惑行為に関するクレームがあった場合には、当該出品者が全て自らの負担にて対応し当社に負担をかけないものとし、当社は一切の責任を負わない。万一当社が同クレームへの対応をした場合には、当該出品者は当社に生じた全ての損害（クレーム対応に要した実費等を含むがこれに限られない。）を賠償するものとする。

第12条（出品車両基準）

1. 出品者が本サービスにて出品する車両は、次項の基準に適合したものとする。ただし、当社が出品を明示的に認めた車両についてはこの限りではない。
2. 出品者は、本サービスにて出品した車両が以下の基準に適合したものであることを表明し、保証する。

- (1) 一般走行、安全走行が可能であること。
 - (2) 負担のない完全な所有権の移転が可能な車両であること（盗難など取得又は保有に至る過程に違法行為が介在していないこと、かつ、差押え、担保権の設定、所有者における破産手続の開始その他権利の制限を受けていないこと。）。
 - (3) 事故車又は粗悪車でないこと。
 - (4) 走行可能なバッテリーを搭載していること。
 - (5) 車両の車内外が清掃済みであること。
 - (6) スペアタイヤ、ジャッキ等の工具を具備していること。ただし、注意事項として記載されている場合は出品できるものとする。
 - (7) 出品時の残燃料が 50km 以上走行可能であること。
 - (8) 車両の重要部品が不足していないこと。
 - (9) 接合車（当社が判断したもの）でないこと。
 - (10) メーター改ざん車でないこと。ただし、出品車両情報にメーター改ざん車である旨を明記し、かつ出品者が直接関与していない場合は出品できるものとする。
 - (11) 冠水車、消火剤室内散布車でないこと。ただし、走行可能で出品車両情報の注意事項欄に災害歴とその内容を明記している場合は出品できるものとする。
 - (12) 燃料漏れ、オイル漏れ等の火災や事故の危険がないこと。
 - (13) 譲渡書類が完備していること。
 - (14) 登録番号の記載がある車両については、ナンバープレート及び封印が取り付けられていること。ただし、軽自動車においては「後送り」と予め表記申告することで出品できるものとする。
 - (15) 事業用ナンバー付でないこと。
 - (16) 車台番号の目視確認が可能な車両であること。
 - (17) 未登録車でないこと。
 - (18) 盗難車等の法令違反となる車両又はその恐れがある車両でないこと。
3. 本条第 1 項の条件を満たしていない場合、当社の判断により出品を断る又は取り消すことができるものとする。当社は、かかる判断の理由を何人に対しても開示する義務はなく、出品者はかかる当社の判断に関して如何なる意味でも損害賠償を請求できないものとする。
 4. 本条第 1 項の条件を満たしている場合であっても当社の判断により出品を断る場合がある。当社は、かかる判断の理由を何人に対しても開示する義務はなく、出品者はかかる当社の判断に関して如何なる意味でも損害賠償を請求できないものとする。

第 13 条（出品の取り消し）

1. 当社は、出品者、取引車両その他出品に関し本規約の違反があった場合、当該出品を取り消すことができるものとする。

2. 出品者は、取引車両の検査が完了した場合、それ以降は当該取引車両の出品を取り消すことができない。

第14条（出品内容の訂正及び変更）

3. 出品者は出品した車両情報の訂正を希望する場合、アプリ若しくは当社が別途定める方法にて訂正申告をすることとし、訂正申告の受付は、アプリに掲載される当該車両のオークション終了日の午前12時までとする。
4. 当社は、出品者による訂正申告が妥当でないと判断した場合、訂正申告を拒否することができる。
5. 出品車両情報が当初の出品依頼時と異なった場合、訂正の案内表示を行うが、それに関する全ての責任は出品者が負うものとする。

第15条（売買契約の成立）

1. 当社は、当社が定めた出品期間内に落札者から入札された入札金額の内、最高値及び最高値を入札した落札者に関する情報等について出品者に対して通知するものとし、出品者は当該情報に基づき取引車両に関する売買契約締結の有無を決定する。
2. 出品者は、当社に対して、別途当社が定める期間（以下「回答期限」という。）内に、前項に基づく価格による売買契約締結の有無について通知するものとする。当社は、出品者から回答期限内に通知を受領しなかった場合、出品者が売買契約を締結する意思がないものとみなすものとし、予め出品者はこれに同意する。
3. 当社が出品者より売買契約締結の意思表示を受領した時点で、最高値を入札した落札者と出品者の間で、取引車両の売買契約が成立するものとする。
4. 売買契約が成約したことにより出品者が負担する手数料は発生しない。
5. 売買契約の成立前に落札者がキャンセルした場合、当社の判断により次点の入札金額を入札した落札者に関する情報と入札金額を、改めて出品者に通知するものとし、以降の手続は第2項以下の規定によるものとする。
6. 同額の入札があった場合は入札受付時間の早いものを優先とする。
7. 当社は、何人からも落札決定金額に対しての問い合わせ等は一切受け付けないものとする。
8. 当社は、落札者にのみ落札車両の引取りに関する詳細情報を開示するものとする。

第16条（キャンセル）

1. 落札車両の売買契約成立日の翌日の12時までに関り、落札者は当社に対してキャンセルペナルティ金 100,000 円を支払うことによって、当該車両の売買契約を解除することができるものとし、出品者はこれを予め承諾する。
2. 前項にかかわらず、当該車両が車両所在地より引き取り済みの場合、本条に基づく解除

はできないものとする。

第17条（車両等の引き渡し）

1. 第15条の売買契約成立後、出品者は、自ら指定する引渡希望日を当社に対して通知の上、当該引渡希望日において、別途当社又は落札者が指定する方法により、落札車両を落札者に引き渡さなければならない。また、出品者は、別途当社が指定する期日までに落札車両に関する譲渡書類を当社に対して引き渡さなければならない。
2. 落札車両に関する陸送契約は落札者と陸送会社間において締結され、当社は陸送中の事故、遅延等について一切の責を負わない。
3. 出品者は、当社若しくは落札者が指定する方法により、当社、落札者又は当社若しくは落札者の指定する陸送会社に車両を引き渡した時点で、落札者への落札車両の引き渡しを完了したものとする。
4. 落札者の都合により落札車両の陸送及び納車が滞る事態が発生した場合、当社は当該落札車両について一切の責任を負わない。
5. 落札車両及び落札車両に関する譲渡書類の引き渡しに要する費用は、全て落札者が負担するものとする。
6. 出品者は、引渡希望日において落札車両を当社、落札者又は当社若しくは落札者の指定する陸送外車に引き渡せない場合、ペナルティとして当社に対して金10万円（税別）を支払わなければならない。

第3章 車両代金等の決済

第18条（出品者に対する成約車両代金等の支払い）

1. 当社は、出品者が車両を出品し成約した場合、成約した車両代金(以下「成約車両代金等」という。)を出品者に対して支払うものとする。
2. 落札車両の所有権は、落札者が成約車両代金及び手数料等を、当社に対して全額支払ったときをもって出品者から落札者に移転するものとする。
3. 当社は、出品者に対する成約車両代金等の支払について、落札者が当社に対して成約車両代金等及び手数料等の全額の支払いを完了し、かつ、出品者が成約した車両の全ての譲渡書類を当社に提出した日の翌営業日に、出品者に対して成約車両代金等の支払手続きを開始するものとする。
4. 当社は出品者の指定する金融機関の口座に成約車両代金等を振り込む方法により支払うものとするが、当該振込先の金融機関の口座は、成約した取引車両の所有者名義の口座に限るものとする。なお、出品者が所有者名義以外の口座への支払いを求める場合、出品者は、当社に対して、当社所定の書類を提出しなければならない。
5. 出品者は、成約車両代金等が当該取引車両の所有権の購入に関する債務のうち支払い

が完了していない残額に満たない場合、当社の請求に基づき、その差額分を当社の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は出品者の負担とする。

第19条（相殺）

出品者が当社に対して本サービスにおける取引に伴う債務の支払いを遅延した場合は、当社から出品者に対して支払うべき債務等があったとしても、当社は支払い遅滞にかかる債務と相殺することができる。他方、出品者は、当社に対して負担する債務と本サービスにより生じる債権との相殺をすることはできない。

第20条（遅延損害金）

出品者が当社に対して負担する債務の支払いを怠ったときは、出品者は、未払債務元本に対し年利15%の割合による遅延損害金を付加して当社に対して支払うものとする。

第21条（落札車両の引渡と成約車両代金の支払い）

出品者は、落札者の当社に対する成約車両代金等の支払と引換えに、落札者に落札車両を引渡すものとする。

第22条（自動車税相当額の取扱）

1. 出品者は、落札車両の引渡日の属する月の末日までの自動車税相当額として、当社が別途算定する月割り額を負担するものとする。なお、落札車両が軽自動車の場合、出品者は、落札車両の引渡日の属する年度の年度末までの額を負担するものとする。
2. 前項の月割り額は当社の定める金額であり、個別の税金金額を確定するものではない。出品者は、月割り金額と実際の税金の金額に差異がある場合でも、その差異は車両価格内に含まれるものとし、精算を行わないことを予め承諾するものとする。
3. 落札車両の名義変更が4月又は5月となる取引の場合、出品者は本人宛てに届いた自動車税の納付書を、自らに到着後10日以内に当社へ送るものとする。その際、当該納付書に係る自動車税の支払いは行わないものとし、当社が出品者から納付書を受理した後に、代理で自動車税を納付することにつき予め承諾するものとする。

第23条（期限の利益の喪失）

利用者は、以下の各号のいずれかに該当した場合、当該利用者が当社に対して負担する全ての債務につき、当然に期限の利益を喪失するものとする。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 当社に対して負担する債務の履行を1つでも怠ったとき。
- (3) 出品者に関し、破産、個人再生、民事再生、会社更生その他これらに類する手続の開始

申立てがなされたとき。

- (4) 出品者が振出した又は裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき又はその他一般の支払を停止したとき。
- (5) 出品者の債権、資産に対して、他より仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき。
- (6) 第7条各号のいずれかに該当する事実が存するとき。

第24条（振込手数料及び送付費用の負担）

1. 出品者から当社に対する支払、又は当社から出品者に対する支払の際の振込手数料は、送金者が負担する。
2. 書類等を送付する場合の費用は、送付者が負担する。

第4章 クレーム・契約解除

第25条（落札車両の状態に関するクレーム）

1. 出品者は、落札車両の引渡し時において、落札車両の状態が以下のように当社が検査を実施した際の状態と大きく異なると落札者からクレームが入った場合、当社より次項に定める措置を求められることにあらかじめ了承するものとする。
 - (1) 当社が検査を実施した結果の車両情報に記載された傷・へコミ・交換以外の箇所にそれらが発見された場合。
 - (2) 当社が検査を実施した結果の車両情報に記載された装備品の変更・取り外しがあった場合。
 - (3) 当社が検査を実施した結果の車両情報に記載された車両や売却に係る書類等の紛失、汚損、破損等があった場合。
 - (4) その他、当社が査定時の状態と大きく異なると判断した場合。
2. 前項各号の事由に該当すると当社が判断した場合、以下の措置を取るものとする。
 - (1) 出品者の責に帰すべき事由
 - ア 代金減額（減額すべき額は、当社と出品者が協議の上決定する。）
 - イ 出品者の費用負担による瑕疵の修補（修補可能な場合に限る。）
 - ウ 当該落札車両に関する売買契約の解除
 - (2) 当社の責に帰すべき事由
 - ア 代金減額（減額すべき額は、当社と出品者が協議の上決定する。）
 - イ 当該落札車両に関する売買契約の解除
 - (3) 前二号以外の場合（落札者の責に帰すべき場合を除く。）
 - ア 代金減額（減額すべき額は、当社と出品者が協議の上決定する。）
 - イ 当該落札車両に関する売買契約の解除

第26条（売買契約の取消）

1. 当社は、落札車両の売買契約成立後、出品者が自ら指定する引渡希望日に落札車両を引き渡さない場合、別途当社が指定する期日までに落札車両に関する譲渡書類を引き渡さない場合、出品者が本規約に違反した場合、その他当社が取引不相当と判断した場合には、落札者との間で協議した上で、成立した落札車両に関する売買契約を取り消すことができるものとする。
2. 前項の定めに基づき当社が売買契約を取り消した場合、出品者は、当社に対して、違約金として10万円(税別)を支払わなければならない。
3. 落札者への落札車両の引渡し前に出品者の何らかの事情により、当該落札車両の落札者が名義変更できない場合は、落札者はすぐにその旨を当社に通知しなければならない。それを受け当社から必要な措置を受け取った後、出品者は10日以内に名義変更が可能な状態にしなければならない。
4. 売買契約が取消し又は解除となった場合には、当社は、状況に応じて、返金請求、対象車両の返品手続を行う。これらの手続にかかる経費はすべて出品者負担とする。

第5章 車両損害等

第27条（天災、地変等による車両損害）

天災、地変その他出品者及び落札者の責に帰すことのできない事由によって、本サービスに出品中の車両に、故障その他の損害が生じた場合、車両所在地からの引き取りがなされる前は出品者が、車両所在地からの引き取りがなされた後は落札者が、その損害及び危険を負担する。

第28条（盗難事故と損害）

本サービスに出品中の車両に盗難事故や損害が発生した場合、車両所在地からの引き取りがなされる前は出品者が、車両所在地からの引き取りがなされた後は落札者が、その損害及び危険を負担する。

第6章 その他

第29条（準拠法及び合意管轄）

本サービス及び本規約等の解釈及び運用は日本法に準拠するものとする。会員と当社との間に紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所及び名古屋簡易裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに当事者双方は合意するものとする。

附則

本規約は、令和5年8月14日以降の本サービスの利用について適用されるものとする。